

公益財団法人愛媛県消防協会消防団員応援事業所登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県内の消防団活性化のため、県内の消防団員（以下「団員」という。）に対して優遇サービスを提供する消防団員応援事業所（以下「応援事業所」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録)

第2条 団員に対し優遇サービスを提供しようとする者は、愛媛県消防協会消防団員応援事業所登録申込書（様式第1号）により、愛媛県消防協会長（以下、「会長」という。）に申し込むものとする。

(表示証の交付)

第3条 会長は、応援事業所の登録を行ったときは、愛媛県消防協会消防団員応援事業所表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を申込者に対し交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

(1) 応援事業所内の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(会員証の提示)

第5条 団員は、応援事業所からサービス等の提供を受けようとするときは、会員であることを証明できる愛媛県消防協会会員証（様式第3号。以下「会員証」という。）を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第6条 会長は、応援事業所の名称等を、愛媛県消防協会のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 会長は、応援事業所が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段によ

り表示証の交付を受けたとき、又は応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を会長へ返還又は破棄しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 応援事業所は、団員に対する優遇サービスの提供を停止しようとするときは、会長にその旨を連絡しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(記入例)

提供いただけるサービス等の内容	対象	備考
購入金額の○%割引	団員証提示者	一部商品は除く。
お食事料金の○%割引	団員証提示者を含む団体全員	ランチは対象外
ドリンク一杯無料サービス	団員証提示者を含む団体全員	一人様 3,000 円以上の飲食に限る。
ボウリングワンゲーム無料	団員証提示者を含む団体全員	3 ゲーム以上プレイした方に限る。
ポイント 2 倍	ポイントカードを有する団員証提示者	500 円以上購入に限る。
粗品進呈	団員証提示者 1 名及び同伴家族 2 名まで	お食事いただいた方に限る。
全品 50 円引き	団員証提示者 1 名につき，同伴者 2 名まで	他のサービス券等は併用不可
入浴料金半額又は割引	団員証提示者及び同伴家族	土日祝祭日は除く。



別記様式第3号（第5条関係）

（表）



（裏）

【 この会員証は、表記の者が
消防団員である事を証明します。 】

注 意 事 項

1. 愛媛県消防協会消防団員応援事業所表示証が提示してある事業所で会員証を提示してください。会員証を提示しないときは、優遇措置は受けられません。
 2. 会員証を他人に貸与したり譲渡することはできません。（他人に貸与、譲渡したときは、会員証の返還を求められます。）
 3. 消防団を退団したときは、会員証を所属消防団事務局まで速やかに返還してください。
- ※この会員証を取得された方は、お手数ですが公益財団法人愛媛県消防協会までご連絡ください。（TEL.089-921-8517）